

令和4年度第5回農業委員会総会議事録

開会月日	令和4年8月25日(木)		開議の時刻	午前10時35分		
場 所	市役所本庁舎3階 全員協議会室		閉議の時刻	午前11時53分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	欠 席	7	藤野 香織	欠 席
	2	杉浦 勉	出 席	8	松本 禮子	出 席
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	欠 席	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	出 席	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	欠 席
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	出 席
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	小林 裕介	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件について	1 開 会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 5 番 宇津木 昭一 委員 8 番 松本 禮子 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字下青鳥在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は農業を行っていないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>また、野本地区・杉浦委員より、受人が野本地区に権利を有する農地について、保全管理されている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、2 番の申請について、大字今泉在住の申請人（受人）より、東京都板橋区在住の申請人（渡人）が、大字今泉地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は姉所有の農地を引継ぎ、農地・農業を維持・継続させるため、渡人は私所有の農地を従来から近隣で農業を営んでいる弟へ託すため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

議案第2号
農地法第5条
の規定による
許可申請承認
の件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・宇津木委員より、1 番の申請について、小松原町在住の申請人（受人）より、日吉町所在の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・宇津木委員より、2 番の申請について、松本町2丁目在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

松山地区・宇津木委員より、3 番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑2筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

松山地区・宇津木委員より、4 番の申請について、大字上野本所在の申請人（受人）としての法人より、大字市ノ川在

住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑7筆）を、分譲住宅12棟に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、分譲住宅12棟の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

松山地区・宇津木委員より、5番の申請について、大字松山所在の申請人（受人）としての法人より、東京都板橋区在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑1筆）を、分譲住宅4棟に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、分譲住宅4棟の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6番の申請について

唐子地区・荒川委員より、6番の申請について、元宿1丁目在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）外1名が、大字石橋地内に所有する農地（田2筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7番の申請について

唐子地区・荒川委員より、7番の申請について、元宿1丁目在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）外1名が、大字石橋地内に所有する農地（田2筆）を、資材置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判

断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8番の申請について

唐子地区・荒川委員より、8番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑1筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9番の申請について

唐子地区・荒川委員より、9番の申請について、熊谷市所在の申請人（受人）としての法人より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、駐車場に転用するため賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、駐車場の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

10番の申請について

唐子地区・荒川委員より、10番の申請について、鶴ヶ島市在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅建築のため使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己住宅建築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

11番の申請について

唐子地区・荒川委員より、11番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡

人)が、大字上唐子地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅建築のため使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅建築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

12番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、12番の申請について、比企郡鳩山町在住の申請人(受人)より、大字西本宿在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

13番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、13番の申請について、大字今泉在住の申請人(受人)外1名より、大字西本宿在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑2筆)を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

14番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、14番の申請について、砂田町在住の申請人(受人)より、大字西本宿在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑2筆)を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p> <p>議案第 4 号 農用地利用配分計画(案)の 件について</p>	<p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>15 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、15 番の申請について、若松町 2 丁目在住の申請人(受人)より、大字柏崎在住の申請人(渡人)が、大字柏崎地内に所有する農地(畑 3 筆)を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>16 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、16 番の申請について、川越市在住の申請人(受人)外 1 名より、比企郡ときがわ町在住の申請人(渡人)が、大字柏崎地内に所有する農地(畑 1 筆)を、専用住宅の建築(申請者居住用)に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅の建築(申請者居住用)の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、6 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用配分計画(案)の件について 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p>
--	--

<p>議案第 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願確認の件</p>	<p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>議案第 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願確認の件について 議長は事務局に説明を求める。 事務局よりの説明を行う 1 番の申請について 当該生産緑地の主たる従事者が故障したことに伴い、所有者より、生産緑地法第 10 条に基づき、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が農業委員会事務局に提出されたものである。 当該生産緑地は、所有者が故障に加え高齢で耕作していくことは困難であることから、この度、「生産緑地の買い取り申し出」を生産緑地法に基づき都市計画課へ申請することとなった。その際、「生産緑地に係る農業の主たる従事者」について農業委員会にて証明する必要があるため、今回議案として上程するものである。 なお、地区委員(松山)においても、現地確認を行った。 島田委員より、主たる従事者である旨の確認方法、証明を発行するに際しての東松山市における規定の有無についての質問がなされる。 事務局より、主たる従事者かについて農地台帳を確認し、故障については参考資料として医師の診断書の添付を求めて確認をする、規定については定めていない旨の説明がなされた。 島田委員より、何らかの原因があり耕作に従事できなくなった旨の証明なので、現地の確認は不要だと思う、また、総会資料の申出事由欄は空白または故障・死亡など簡素な記載にすべきで、それらの内容を含んだ規定を作成すべきだとの意見がなされた。 事務局より、本証明の発行後の、当該生産緑地が買取り申出等を経て生産緑地から解除される流れについての説明がなされた。 宇津木委員より、生産緑地の 2022 年問題があるが、生産緑地指定後 30 年経過すれば解除されるなら、買取り申出をする必要はないのかとの意見が出た。 島田委員より、30 年経過しても生産緑地指定は自動解除されるわけではなく、特定生産緑地の指定を受け引き続き税制特例措置を受けるか、指定を受けず税制特例措置がなくなるが買取り申出がいつでもできるようになるかのどちらかとなるので、何もしないで生産緑地の規制が外れるわけではない旨の説明がなされた。 以上について、議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、</p>
---	---

<p>報告案件</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件</p> <p>農地法第 4 条転用届出報告の件</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件</p> <p>その他</p>	<p>総合的に勘案し、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を交付することを是とする旨、異議なくこれを確認した。</p> <p>2 番の申請について 当該生産緑地の主たる従事者が故障したことに伴い、所有者より、生産緑地法第 10 条に基づき、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が農業委員会事務局に提出されたものである。</p> <p>当該生産緑地は、所有者が故障に加え高齢で耕作していくことは困難であることから、この度、「生産緑地の買い取り申し出」を生産緑地法に基づき都市計画課へ申請することとなった。その際、「生産緑地に係る農業の主たる従事者」について農業委員会にて証明する必要があるため、今回議案として上程するものである。</p> <p>なお、地区委員(高坂)においても、現地確認を行った。</p> <p>以上について、議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、総合的に勘案し、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を交付することを是とする旨、異議なくこれを確認した。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、7 件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 4 年 9 月 26 日 (月) 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 4 階 多目的ホール A 午前 11 時 53 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 4 年度第 5 回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p>
--	---

令和4年10月25日

議長 野村 孝行

委員 宇津木 昭一

委員 松本 禮子